## 三鷹市いじめ防止対策推進条例

(目的)

第1条 いじめは、いじめを受けた児童等の基本的人権を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。この条例は、このことに鑑み、児童等の尊厳を保持するため、いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号。以下「法」という。)の趣旨を踏まえ、いじめの防止等のための対策について、基本理念を定め、三鷹市(以下「市」という。)、三鷹市教育委員会(以下「教育委員会」という。)、学校及び学校の教職員並びに保護者の責務を明らかにするとともに、市及び教育委員会の対策を推進するための組織の基本的な事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う 心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを 含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているも のをいう。
- 2 この条例において「いじめの防止等」とは、いじめの未然防止、いじめの早期 発見及びいじめへの対応をいう。
- 3 この条例において「学校」とは、三鷹市立学校設置条例(昭和28年三鷹市条例 第6号)別表第1及び別表第2に規定する小学校及び中学校をいう。
- 4 この条例において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。
- 5 この条例において「保護者」とは、親権を行う者(親権を行う者のないときは、 未成年後見人)をいう。

(基本理念)

- 第3条 いじめの防止等のための対策は、全ての児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。
- 2 いじめの防止等のための対策は、児童等の生命及び心身を保護し、児童等をいじめから守り通すとともに、児童等のいじめに関する理解を深め、全ての児童等

がいじめを行わず、及びいじめを知りながら放置することなく、いじめの解決に 向けて主体的に行動できるようにすることを旨として行われなければならない。

- 3 学校におけるいじめの防止等のための対策は、いじめの防止等に関する取組を 実効的に行うため、学校全体で組織的に取り組むことを旨として行われなければ ならない。
- 4 いじめの防止等のための対策は、学校に加え、市、教育委員会、東京都(以下「都」という。)、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、社会全体でいじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

(いじめの禁止)

第4条 児童等は、いじめを行ってはならない。

(市の責務)

第5条 市は、第3条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、 都並びにいじめの防止等に関係する機関及び団体と連携して、いじめの防止等の ための対策を策定し、及び総合的かつ効果的に推進する責務を有する。

(教育委員会の責務)

第6条 教育委員会は、基本理念にのっとり、学校におけるいじめの防止等のため に必要な措置を講ずる責務を有する。

(学校及び学校の教職員の責務)

第7条 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民並びに関係する機関及び団体との連携を図りつつ、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速に対処する責務を有する。

(保護者の責務)

- 第8条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであり、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるとともに、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等をいじめから保護するものとする。
- 2 保護者は、市、教育委員会及び学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。

(三鷹市いじめ防止対策推進基本方針)

第9条 市は、教育委員会とともに、いじめの防止等のための対策の基本的な考え

方その他いじめの防止等のための対策の推進に必要な事項を三鷹市いじめ防止 対策推進基本方針(以下「基本方針」という。)として定めるものとする。

2 基本方針は、法第12条の規定に基づくいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針とする。

(三鷹市いじめ問題対策協議会)

- 第10条 教育委員会は、基本方針に基づくいじめの防止等のための対策を実効的に 行うため、法第14条第3項の規定に基づき、教育委員会の附属機関として、三鷹 市いじめ問題対策協議会(以下「対策協議会」という。)を設置する。
- 2 対策協議会は、教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、 その結果を教育委員会に報告する。
  - (1) いじめの防止等のための対策の推進に関する事項
  - (2) 学校において法第28条第1項に規定する重大事態が発生した場合における同項に規定する組織として実施する同項に規定する調査(以下「法第28条調査」という。) に関する事項
  - (3) その他いじめの防止等に関し必要な事項
- 3 対策協議会は、いじめの防止等のための対策について、必要があると認めると きは、教育委員会に意見を述べることができる。
- 4 対策協議会は、学校教育に関する学識経験を有する者、法律、医学、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者、三鷹警察署、杉並児童相談所その他関係者等のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する委員15人以内をもって組織する。
- 5 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が任期の途中で交代 した場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 前2項に定めるもののほか、対策協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、 教育委員会が別に定める。

(三鷹市いじめ問題調査委員会)

- 第11条 市長は、法第30条第1項の規定による報告を受けた場合において、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、法第30条第2項の規定に基づき、市長の附属機関として、三鷹市いじめ問題調査委員会(以下「調査委員会」という。)を置くことができる。
- 2 調査委員会は、市長の諮問に応じ、教育委員会又は学校が行った法第28条調査

の結果について、法第30条第2項に規定する調査(以下「再調査」という。)を 行う。

- 3 教育委員会、学校その他の関係者は、再調査の適正かつ円滑な実施に協力するよう努めるものとする。
- 4 調査委員会は、学校教育に関する学識経験を有する者、法律、医学、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者等で、当該報告に係る法第28条調査を行った組織の構成員以外のもののうちから、市長が委嘱し、又は任命する委員5人以内をもって組織する。
- 5 委員の任期は、市長が委嘱し、又は任命したときから、再調査が終了するとき までとする。
- 6 前2項に定めるもののほか、調査委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、 市長が別に定める。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長 又は教育委員会が別に定める。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年1月1日から施行する。
  - (三鷹市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償条例の一部改正)
- 2 三鷹市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償条例(昭和27年三鷹市条例第68号)の一部を次のように改正する。
  - 第2条中第95号を第97号とし、第94号の次に次の2号を加える。
  - (95) いじめ問題対策協議会委員
  - (96) いじめ問題調査委員会委員
  - 第3条第1項及び第4条第1項中「第95号」を「第97号」に改める。

第7条第1項及び第9条中「第94号の職員並びに第95号」を「第94号から第96号までの職員並びに第97号」に改める。

別表第2子ども・子育て会議委員の項の次に次のように加える。

いじめ問題対策協議会委員	10,000円
いじめ問題調査委員会委員	10,000円